

クレールレジデンス横浜十日市場 シニアフロア 入居契約重要事項及び登録事項等についての説明書

借主1 | | 様
借主2 | | 様

登録事業者兼貸主兼サービス提供事業者 東急不動産株式会社(以下「事業者」という。)及び事業者の代理人 株式会社東急イーライフデザインは、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)第 17 条、横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針 14(3)及び宅地建物取引業法第 35 条の規定に基づき、以下の事項について、借主 1 及び借主 2(以下総称して「入居者」という。)に対し、書面を交付して説明します。

第 1 章 入居物件の概要

1. 取引態様

取引態様	■代理 □媒介
免許番号	国土交通大臣(3)第 7716 号
免許年月日	2018 年 5 月 22 日
主たる事務所 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号
名称	株式会社東急イーライフデザイン
代表者名	代表取締役 林 靖人 ㊞
営業保証金 供託所	東京法務局 東京都千代田区九段南一丁目 1 番 15 号

説明をする宅地建物取引士				
氏名	㊞	登録 番号	登録番号() 第 号	知事 号
業務に従事する 事務所	事務所名			
	電話番号			

2. サービス付き高齢者向け住宅(以下「サービス付き高齢者向け住宅」又は「本物件」という。)の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) くれーるれじでんすよこはまとうかいちば
	クレールレジデンス横浜十日市場
所在地	(住居表示) 神奈川県横浜市緑区十日市場町 1258 番 92
利用交通手段	電車 (JR 横浜線 十日市場駅から徒歩で 7 分)
管理者氏名	山本 浩希

電話番号	045-511-7037	FAX 番号	045-511-7332		
メールアドレス	—				
ホームページ アドレス	https://www.yokohama-gbp.com/creer-residence				
住宅に 関する権原	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 所有権	<input type="checkbox"/> 2. 賃借権	<input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利		
	期間 年 月 日から 年 月 日まで				
登記簿記載事項	所有権に 関する事項	氏名	東急不動産株式会社		
		住所	東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号		
	所有権以外 の権利に 関する事項	目的	原因	債権者	債務者
		なし	なし	なし	なし
施設に 関する権原	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 所有権	<input type="checkbox"/> 2. 賃借権	<input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利		
	期間 年 月 日から 年 月 日まで				
敷地に 関する権原	<input type="checkbox"/> 1. 所有権	<input type="checkbox"/> 2. 地上権	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 賃借権	<input type="checkbox"/> 4. 使用貸借による権利	
	期間 2017 年 1 月 31 日から 2070 年 1 月 30 日まで				
登記簿記載事項	所有権に 関する事項	氏名	横浜市		
		住所	横浜市中区港町 1 番地 1		
	所有権以外 の権利に 関する事項	目的	原因	債権者	債務者
		賃借権設定	なし	賃借権者: なし	なし
	抵当権設定 仮登記	なし	権利者: なし	なし	

3. 法令に基づく制限の概要

法令名	新住宅市街地開発法	該当なし
	新都市基盤整備法 第 51 条第 1 項	該当なし
	流通業務市街地の整備に関する法律 第 38 条第 1 項	該当なし

4. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) とうきゅうふどうさんかぶしがいしゃ 東急不動産株式会社		
主たる事務所	郵便番号 150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号	電話番号 03-6455-1121 FAX 番号 03-6416-1867	
ホームページアドレス	http://www.tokyu-land.co.jp/		
法人の役員	[別添 1]役員名簿記載の通り		
資本金(基本財産)	600 億円		
主な出資者(出捐者)とその 金額又は比率	東急不動産ホールディングス株式会社 (100%)		

設立年月日	1953年12月17日
直近の事業収支決算額	(収益) 9,890億円 (費用) 9,162億円 (損益) 728億円
会計監査人との契約	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (新日本有限責任監査法人)
他の主な事業	分譲、賃貸 他

5. (1)サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

商号、名称	(ふりがな) とうきゅうふどうさんかぶしがいしや		
	東急不動産株式会社		
主たる事務所	郵便番号 150-0043		電話番号 03-6455-1121
	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号		FAX番号 03-6416-1867
ホームページアドレス	https://www.tokyu-land.co.jp/		

6. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備 (*...シニアフロアのみを記載)

住宅戸数	登録申請対象戸数	181戸	種別	居宅	定員*	2名
住戸番号	_____号室	面積	_____m ²	間取り*	<input type="checkbox"/> 1R <input type="checkbox"/> 1LDK <input type="checkbox"/> 2LDK	
居住部分の規模	(最小)	18.00 m ²		詳細については、[別添2]の通り		
	(最大)	72.66 m ²				
構造及び設備	共同利用設備	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	階数	地上9階建 (うちシニアフロア 地上1階から2階の一部 及び5階から9階)	
	構造	鉄筋コンクリート造				
竣工年月日	2018年12月26日		開業日	2019年4月1日		
完成時の形状構造	<input type="checkbox"/> 別表の通り <input checked="" type="checkbox"/> 完成物件につき該当せず					
加齢対応構造等	<input checked="" type="checkbox"/> 登録基準に適合している					
	<input checked="" type="checkbox"/> エレベーターを備えている					
	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている					
建築基準法上の主要用途	寄宿舍・共同住宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 有料老人ホーム・その他					
建築物の耐火構造	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火構造・ <input type="checkbox"/> 準耐火構造・その他					
消防用設備等	消火器	無・ <input checked="" type="checkbox"/>				
	自動火災報知設備	無・ <input checked="" type="checkbox"/>				
	火災通報設備	無・ <input checked="" type="checkbox"/>				
	スプリンクラー	無・ <input checked="" type="checkbox"/>				
	防火管理者	無・ <input checked="" type="checkbox"/>				
	防災計画	無・ <input checked="" type="checkbox"/>				

緊急通報装置等 緊急連絡・安否確認 (*)	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 種類:押しボタン式(壁設置、ワイヤレス式緊急呼出ボタン(ペンダント型)) 設置個所: 【住戸内】トイレ、浴室 ※ワイヤレス式緊急呼出ボタン(ペンダント型 1 個/人))は、住戸内のみで使用する ことができます。 【共用部分】共用トイレ、エレベーター、7階トレーニングルーム			
	安否確認の方法・頻度等 住戸内に ①生活安全センサー、②浴室照明安否確認システムを設置しています。 ①生活安全センサー 入居者が在室中、IC タグを専用の IC タグホルダーに差し込むことにより、一定時間住戸内で動作が無い場合に異常を感知し、自動的に事務室に通報されます。通報を感知し、インターホンにより安否確認ができない場合、スタッフ等が住戸内に立ち入ることがあります。 ②浴室照明安否確認システム 浴室に浴室照明安否確認システムを設置しています。 ※浴室の照明が一定時間点灯している場合に異常を感知し、住戸内のインターホンに発報します。発報後に消灯されない場合には、事務室に通報されます。通報を感知し、インターホンにより安否確認ができない場合、スタッフ等が住戸内に立ち入ることがあります。			
飲用水、電気及びガスの供給並びに排水施設の整備状況	供給施設	供給主体	整備状況	
	飲用水	横浜市水道局	各住戸へ供給	
	電気	任意選択(*)	契約容量(30A 一部 40A)	
	ガス	任意選択(*)	都市ガス	
	排水	雨水 横浜市下水道局 公共下水道本管へ放流 汚水 横浜市下水道局 公共下水道本管へ放流		
建物状況調査の実施の有無	無		有	
建物状況調査の結果の概要				
石綿の使用	本物件について、石綿等を予め添加した建築材料は使用していない。			
住戸部分設備等 (*)	シャワー	あり	備え付け照明設備	なし
	洗濯機置場	あり	地デジ対応・CATV 対応	あり
	給湯設備	あり	インターネット対応	あり
	ガスコンロ・電気コンロ・IH	あり(IH)	メールボックス	あり
	冷暖房設備	あり	宅配ボックス	あり
			鍵	あり
	その他の設備等については[別添 2]の通り			
耐震診断の内容	未実施 ※新耐震基準で建築されている。			

用途の制限	居住用途に限る。
利用の制限	[別添 3]禁止又は制限される事項の通り その他事業者が掲示等により禁止又は制限される事項を定めた場合には、これに従う。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input checked="" type="checkbox"/> 管理業務を委託
委託する業務の内容	建物及び建物に付属する設備機器、家具什器備品に関する保守管理業務並びに建物及びその周辺を良好に維持する業務
管理業務の委託先	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしやとうきゅういーらいふでざいん 株式会社東急イーライフデザイン
住所	郵便番号 150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号 電話番号 03-6455-1236
修繕計画	計画策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	大規模修繕の実施予定 (2029 年頃実施予定)
	その他計画的な修繕予定 (経過年数に応じて適宜実施予定)

8. 本物件と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設(該当する場合のみ)

施設の名	提供されるサービスの概要	事業所の番号	事業所の場所
ホームケア緑	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1493300428	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内
ホームケア緑 訪問介護	訪問介護	1473302634	<input type="checkbox"/> 隣接する土地
ホームケア緑 訪問看護ステーション	訪問看護	1463390275	
オハナ横浜十日市場	通所介護・介護予防通所介護	1473302600	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
クレールダイニング	食事サービス	—	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
クレールホール	運動や趣味を通じた地域交流の機会の創出	—	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
コミュニティスペース	趣味を通じた地域交流の機会の創出	—	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	
①	
事業所の名称	(ふりがな) ほーむけあみどり ホームケア緑
事業所の住所	郵便番号 226-0025
	神奈川県横浜市緑区十日市場町 1258 番 92
	電話番号 045-511-7066
連携又は協力の内容	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス
②	
事業所の名称	(ふりがな) ほーむけあみどり ほうもんかいご ホームケア緑 訪問介護
事業所の住所	郵便番号 226-0025
	神奈川県横浜市緑区十日市場町 1258 番 92
	電話番号 045-511-7066
連携又は協力の内容	訪問介護サービス
③	
事業所の名称	(ふりがな) ほーむけあみどり ほうもんかんごすてーしょん ホームケア緑 訪問看護ステーション
事業所の住所	郵便番号 226-0025
	神奈川県横浜市緑区十日市場町 1258 番 92
	電話番号 045-511-7066
連携又は協力の内容	訪問看護サービス
④	
事業所の名称	(ふりがな) ほーむけあよこはま ホームケア横浜
事業所の住所	郵便番号 224-0032
	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 40 番 3 号 グランクレールセンター南 3 階
	電話番号 045-949-4800
連携又は協力の内容	居宅介護支援サービス、訪問介護サービス、訪問看護サービス、福祉用具の販売・貸与

※ 上記 8.及び 9 記載の事業所に限らず、入居者が希望する介護サービスの利用は妨げられない。

10. 苦情に対応する窓口等の状況

苦情解決の責任者	山本 浩希		
窓口の名称	① 本物件フロント ② 株式会社東急イーライフデザイン ③ 横浜市健康福祉局高齢施設課 ④ 横浜市建築局住宅政策課		
電話番号	① 045-511-7037、② 03-6455-1236、③ 045-671-4117、④ 045-671-4121		
対応している時間帯	平日	① 9時00分～17時00分、② 9時00分～18時00分 ③④ 8時45分～17時15分	
	土曜	① 9時00分～17時00分、②③④ -	
	日曜	① 9時00分～17時00分、②③④ -	
	祝日	① 9時00分～17時00分、②③④ -	
定休日	① なし、②③④ あり		
事故発生時の対応 (医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等)	本物件内での応急処置、協力医療機関等への搬送又は119番通報による他の医療機関への搬送を行うとともに入居者の身元引受人、成年後見人、家族及び地方自治体の関係部署へ連絡する。また事故についての検証、再発防止策を講じる。		
事故発生の防止のための指針	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有		
損害賠償(対応方針及び損害保険契約の概要等)	天災、地変、火災、盗難、器物破損、その他事業者の責めに帰することのできない事由に基づく事故又は事業者の行う本物件の維持保全に必要な工事等による本物件の使用停止等により入居者の被った損害については、事業者は賠償責任を負わない。 但し、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合、事業者は、入居者に対してその損害を賠償するものとし、事故等の理由により損害賠償責任を負う場合に備え損害保険を付保するとともに損害事故発生時においては解決に向けて誠実に対応する。		
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 有の場合の保険名： 損害保険ジャパン株式会社「企業総合賠償責任保険」		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 <input checked="" type="checkbox"/> なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

	2 なし
--	------

11. 意見交換会の開催状況

開催回数	年1回(定期意見交換会)
設置者の役職員を除く参加者数	48名(入居者)
主な議題	①本物件の運営状況 ②月額利用料その他サービス利用料等の改定 ③管理及びサービスに関する規程、細則等の諸規程の改定 ④入居者からの適切な方法による要望や苦情の対応処理 ⑤各種契約関連書類の重要な改定 ⑥過去1年以内の時点における入居者の状況、サービスの提供状況及び管理費、サービス費、食費等の収支状況

12. 入居状況等

(2022年7月1日現在)

入居者内訳	性別	男性：24人、女性：71人			
	介護の要否別	自立：67人			
		要介護 2人	(内訳)	要介護1	2人
			要介護2	0人	
			要介護3	0人	
要介護4	0人				
要介護5	0人				
要支援 26人	(内訳)	要支援1	15人		
		要支援2	11人		
平均年齢	84.6歳(男性 85.2歳、女性 84.5歳)				

13. 登録事項の情報開示

入居希望者等への情報開示	重要事項説明書の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開

14. その他

登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨	基本方針及び横浜市の高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営する。
横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針に適合していない事項	<適合していない事項がある場合の内容>

第2章 終身建物賃貸借契約について

1. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約及び入居者資格

入居契約の種別	終身建物賃貸借契約		
終身賃貸事業者の事業の認可	■法第52条の認可を受けている	認可番号	横浜市建住計指令 第132号
入居者の資格	次の①又は②に該当する者 ①単身高齢者世帯(60歳以上) ②高齢者(60歳以上)+配偶者(60歳以上)		
身元引受人等の条件及び義務等	<p>原則として、入居者1名につき身元引受人を1名定めることとする。 入居者が2名の場合には、身元引受人1名が入居者2名の身元引受人を兼ねることができる。</p> <p>【身元引受人の条件】 原則として日本国内に居住し、かつ入居者より年齢が若いこと</p> <p>【身元引受人の責務等】</p> <p>①連帯保証人として、入居契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居契約に記載の極度額を限度として入居者と連帯して履行の責めを負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取る。</p> <p>②入居者に関する事業者から身元引受人への連絡・協議等に協力する。</p> <p>③入居者が死亡した場合に入居者の身柄及び遺留金品を引き受ける。</p> <p>④入居契約の終了により、入居契約に基づく何らかの返還金が発生し、入居者の死亡等により、入居者へ返還することが適切でない場合、身元引受人がこれを受け取る。</p> <p>⑤入居者が意思能力を喪失した場合、入居者が入居契約における入居者の責務を履行できない状態にある場合又は入居契約において入居者の判断を要する事項に対して、入居者が意思を明確に表明できない状態にある場合には、身元引受人が入居者に代わり意思表示を行うこと及び入居契約の終了に伴う一切の金銭の授受につき入居者の代理人として選任されることを了承する。</p>		
生活保護受給者の受入れ対応	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 可		

2. 契約期間及び更新に関する事項

契約期間	入居契約は、入居契約締結日から効力を生じ、入居者が死亡したとき(1戸2人入居の場合は、2人とも死亡したとき)、本物件の全部が滅失その他の事由により居住目的として使用できなくなったとき又は入居契約の条項に基づき入居契約が解除もしくは解約されたときに終了する。
更新に関する事項	本物件の入居契約は、高齢者住まい法に基づく終身建物賃貸借契約であり、更新は発生しない。

3. 借賃及び借賃以外に授受される金額（サービス費及び選択サービス費については、第3章参照）

□ 前払方式

前 払 金	前払金※の有無	■あり □なし					
		※前払金は、終身にわたって受領すべき家賃等を一括して受領するものである。					
	金額（非課税）	総額				円	
		内訳	① 想定居住期間内の家賃相当額			円	
	② 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者 が受領する額			円			
	用途	本物件の終身にわたる家賃として受領する。					
	算定根拠	算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成27年3月30日付老発0330第3号)及び厚生労働省・国土交通省の事務連絡(平成23年11月22日付)で示された算式に基づき算定する。具体的な算定方法は[別添4]「前払金」の算定根拠について参照。					
	支払方法	銀行振込により、以下の通り支払うものとする。					
		前払金	円	支払期限	2022年 月 日		
	返還対象の有無	■あり □なし					
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで						
家賃等の前払金の返還額の推移	経過日数に応じた返還額の算定による(※入居日を起算日とする。)						
想定居住期間内に 入居契約が終了する場合 の返還金の算定方法	<p>・入居者の想定居住期間内に、入居者の死亡又は入居契約の解除もしくは解約により入居契約が終了する場合、入居者又は身元引受人に、次の算定式に基づき算出される額を前払金から返還する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>《返還金算定式》(※1)</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月分の本物件の家賃等の額(※2)</td> </tr> <tr> <td>×(入居契約終了日以降、入居者の想定居住期間満了日までの期間)</td> </tr> </table> <p>(※1) 入居契約終了日又は入居者の想定居住期間満了日が属する月が1ヶ月に満たない場合には、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。</p> <p>(※2) 1ヶ月分の家賃等の額は、想定居住期間内の家賃相当額を、入居者</p>				《返還金算定式》(※1)	1ヶ月分の本物件の家賃等の額(※2)	×(入居契約終了日以降、入居者の想定居住期間満了日までの期間)
《返還金算定式》(※1)							
1ヶ月分の本物件の家賃等の額(※2)							
×(入居契約終了日以降、入居者の想定居住期間満了日までの期間)							

	<p>《算式》： 想定居住期間内の家賃相当額 ÷ 入居者の想定居住期間(月数)</p> <p>・入居者の想定居住期間経過後も入居契約が継続する場合の返還金はないが、家賃相当額の追加徴収も行わない。</p>					
短期解約特例	<p>・事業者は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に従って短期解約特例を定め、入居後 3 ヶ月が経過するまでの間に、入居者の死亡又は入居契約の解除もしくは解約により入居契約が終了する場合、以下の算定式に基づき算定される額を前払金から返還する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>《返還金算定式》(※1)</td> </tr> <tr> <td>前払金</td> </tr> <tr> <td>－(1 日あたりの本物件の家賃等の額(※2)</td> </tr> <tr> <td>×入居日から起算して入居契約が終了した日までの日数)</td> </tr> </table> <p>(※1) 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。</p> <p>(※2) 1 日あたりの本物件の家賃等の額は、1 ヶ月を 30 日として、次の算式により算出する。</p> <p>《算式》： 1 日あたりの本物件の家賃等の額 =1 ヶ月分の家賃等の額 ÷ 30 日 =想定居住期間内の家賃相当額 ÷ 入居者の想定居住期間(月数) ÷ 30 日</p>		《返還金算定式》(※1)	前払金	－(1 日あたりの本物件の家賃等の額(※2)	×入居日から起算して入居契約が終了した日までの日数)
《返還金算定式》(※1)						
前払金						
－(1 日あたりの本物件の家賃等の額(※2)						
×入居日から起算して入居契約が終了した日までの日数)						
管理費	1 戸あたり毎月支払う額(非課税)	支払期限				
	45,000 円	翌月分を当月 27 日まで				
	用途	共用施設、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費、設備維持費及び管理部門の人員費				
支払方法	口座自動振替方式					
その他						
水道、電気、ガス、電話等の利用料	管理及びサービスに関する規程の定めに従い別途実費負担 ※消費税を含む					
エリアマネジメント費	管理及びサービスに関する規程の定めに従い、 エリアマネジメント費 500 円/月・戸 (不課税) を支払う。					
駐車場等の利用料	毎月支払う金額	支払期限				
	管理及びサービスに関する規程の定める月額利用料 ※消費税を含む	翌月分を当月 27 日まで				
支払方法	口座自動振替方式					

(参考) ※ 家賃等の前払金の概算額 (最低) 22,620,000 円、(最高) 64,740,000 円
(シニアフロア 入居時年齢 78 歳前提)

□ 月払方式

月払家賃	毎月支払う家賃の額(非課税)		支払期限	
	円		翌月分を当月 27 日まで	
支払方法	口座自動振替方式			
敷金	敷金として預け入れる額(非課税)		支払期限	
	月払家賃の 3 ヶ月分 円		年 月 日	
支払方法	銀行振込			
用途	家賃・管理費その他入居契約上の債務の支払いを担保するための費用	返還対象の有無	■あり □なし	
敷金の精算	入居契約が終了し、本物件の明渡しがあったときは、事業者は、遅滞なく、敷金の全額を無利息で入居者に返還しなければならない。但し、事業者は、本物件の明渡し時に、月払家賃又は管理費の滞納、本物件の原状回復に要する費用の未払い、その他の入居契約から生じる入居者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。この場合、事業者は、敷金から差し引く債務の額の内訳を入居者に明示しなければならない。			
管理費	1 戸あたり毎月支払う額(非課税)		支払期限	
	45,000 円		翌月分を当月 27 日まで	
用途	前払方式に同じ			
支払方法	前払方式に同じ			
その他	前払方式に同じ			

(参考)

- ※ 家賃の概算額 (最低) 145,000 円、(最高) 415,000 円 住戸毎の内容は別添 2 の通り
- ※ 管理費の概算額 (最低) 45,000 円、(最高) 45,000 円
- ※ 敷金の概算額(家賃の 3 ヶ月分) (最低) 435,000 円、(最高) 1,245,000 円

4. 契約の解除又は解約に関する事項

事業者からの解除又は解約	<p>1(1) 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、横浜市長の承認を受けて、入居者に対して少なくとも 6 ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、入居契約を解約することができる。</p> <p>① 本物件の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、本物件を高齢者住まい法第 54 条第 1 号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至った場合</p> <p>② 入居者が、本物件に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、本物件を適正に管理することが困難となった場合</p>
--------------	---

	<p>(2) 事業者は、入居者の病院への入院又は心身の状況の変化を理由として入居契約を解約することはできない。但し、当該理由が生じた後に、入居者及び事業者が入居契約の解約について合意した場合は、この限りでない。</p> <p>2(1) 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が当該義務の履行を催告したにもかかわらず、当該義務が履行されずに当該義務違反により入居契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、原則として、90日の予告期間において入居契約を解除することができる。また、事業者は、入居者が別添3に記載の禁止行為(2)①、(3)①、(3)②、(6)①、(9)①、(9)④又は(9)⑤に該当し、入居契約第10条第4項に規定する義務に違反した場合において、事業者が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により入居契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、入居契約を解除することができる。</p> <p>① 入居契約第4条に規定する本物件の使用目的遵守義務</p> <p>② 入居契約第10条各項に規定する禁止又は制限される行為の不作为義務</p> <p>③ その他入居契約に規定する入居者の義務</p> <p>(2) 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が当該義務の履行を催告したにもかかわらず、当該義務が履行されないときは、90日の予告期間において入居契約を解除することができる。</p> <p>① 月払家賃(月払方式の場合)、管理費もしくはサービス費その他費用の支払義務(3回以上遅滞し又は3ヶ月以上滞納した場合に限る。)</p> <p>② 入居契約第11条第1項後段に規定する費用負担義務</p> <p>(3) 事業者は、入居者が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させる等の不正の行為によって本物件に入居したときは、90日の予告期間において入居契約を解除することができる。</p> <p>(4) 事業者は、入居者、入居者の家族又は身元引受人等による、事業者の役職員や他の入居者等に対するハラスメント(身体的暴力、精神的暴力及びセクシュアルハラスメントなど。)により、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだときは、90日の予告期間において入居契約を解除することができる。</p>
入居者からの解約	<p>1 入居者は、事業者に対して、1か月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、入居契約を解約することができる。なお、解約の申入れは、事業者の定める解約届を事業者に届け出ることによって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入居者は、解約申入れの日から1ヶ月分の家賃、管理費及びサービス費相当額を事業者を支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に入居契約を解約することができる。</p> <p>3 入居者が前各項に従い書面による解約の申入れを行わずに住戸を退去した場合、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して3ヶ月の経過をもって、入居契約は解約されたものとみなされる。</p>

<p>表明保証 ・無催告解除</p>	<p>1 入居者及び事業者は、相手方に対し、次の(1)及び(2)の事項を表明し、保証するものとし、入居者は、事業者に対し、身元引受人、入居契約第 27 条に定める追加入居者及び第 28 条に定める滞在者が次の(1)及び(2)の事項を充足することを表明し、保証する。</p> <p>(1) 入居契約締結時及び入居契約締結後において、自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社又は関連会社(以下総称して「対象者」という。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はこれらの構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと</p> <p>(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入居契約を締結するものでないこと</p> <p>2 上記 1 のほか、入居者及び事業者は、相手方に対し、対象者が直接・間接を問わず次の(1)から(6)記載の行為を行わないこと及び今後行う予定がないことを表明し、保証するものとし、入居者は、事業者に対し、身元引受人、入居契約第 27 条に定める追加入居者及び第 28 条に定める滞在者が、直接・間接を問わず次の(1)から(6)記載の行為を行わないこと及び今後行う予定がないことを表明し、保証する。</p> <p>(1) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為</p> <p>(2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為</p> <p>(3) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金を導入し又は関係を構築する行為</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為</p> <p>(5) 反社会的勢力をして自らの経営に関与させる行為</p> <p>(6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供し又は本物件に反社会的勢力を入居させもしくは反復継続して反社会的勢力を出入りさせる行為</p> <p>3 入居者及び事業者は、相手方が上記 1 又は 2 に違反していると合理的に判断したときは、相手方に対し、何ら催告もなく、入居者・事業者間の全ての契約を解除することができ、相手方はこれに対し何ら異議を申し立てないものとする。</p> <p>4 入居者及び事業者は、上記 3 により解除した場合に、相手方が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わないものとする。</p>
<p>前払金の返還 時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居後 3 ヶ月以内の契約終了の場合、住戸の明渡し後 90 日以内 ・ 入居後 3 ヶ月を経過し、想定居住期間経過前の場合、入居契約終了日の翌日から起算して 3 ヶ月以内

前年度における 退去者の状況	退去先別の人数		
	退去先別の人数 生前解約の状況	自宅等	2人
		社会福祉施設	2人
		医療機関	0人
		死亡者	1人
		その他	8人
	生前解約の状況		0人
		事業者側の申出	(解約事由の例)
入居者側の申出		12人 ・提携介護住宅への移行8人、その他シニア住宅へ2人、その他ケア住宅へ2人	
体験入居の期間 及び費用負担	希望により、6泊7日まで体験入居可能 1泊1名:6,600円(うち本体 価格6,000円、消費税600円)2食(昼食・夕食)付		

5. 損害賠償の予定又は違約金に関する事項

入居契約の終了にあたり、入居者又は入居者の身元引受人は、入居契約第19条第1項に定める明渡期限までに本物件を明け渡さない場合、明渡期限の翌日から明渡完了の日までの期間に相当する、1ヶ月あたりの家賃相当額及び管理費相当額を違約金として事業者を支払うほか、事業者に損害がある場合にはその損害を賠償する。

6. 前払方式の場合の前払金の保全措置

保全措置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	保全措置を行う機関	不動産信用保証株式会社
保全措置の内容	保全措置	不動産信用保証株式会社による保証	
	保証金額	前払金のうち、入居者の想定居住期間のうち残存する期間に係る額又は500万円のいずれか低い方の金額を保証	

7. 特約事項

(1)	<p>本物件は、事業者と本物件の敷地の所有者との間で締結された一般定期借地契約に基づき、事業者が土地を賃借した上で建物を所有しているものであり、当該一般定期借地契約の終了に伴い、事業者が建物を収去するものであること。</p> <p>(※一般定期借地契約の期間 2017年1月31日～2070年1月30日)</p>
(2)	<p>本物件建物内の共用施設の一部(エントランスホール、フロント、ロビーラウンジ、応接室、ヘアサロン他)はクレールレジデンス横浜十日市場 ケアフロア(以下「ケアフロア」という)の入居者との共同利用であること。</p>
(3)	<p>本物件建物内の共用施設の一部(クレールダイニング、コミュニティスペース、クレールホール)は、ケアフロア入居者、その関係者及び外部の方との共同利用であること。ゴミ置場は3階・4階のヒルサイド横浜十日市場入居者との共同利用であること。</p>
(4)	<p>隣接する戸建住宅及びマンションには開口部があるため、隣接する戸建住宅及びマンション居住者等との間で見合い・見下ろしが生じる可能性があること。</p>
(5)	<p>本物件と同一の建物内に、認可保育園(1階)、通所介護事業所(2階)及び高齢者向け優良賃貸住宅(ヒルサイド横浜十日市場、3階・4階)が設置されていること。</p>
(6)	<p>本物件および周辺施設の利用者・従業員の出入りがあり、騒音等が発生する場合があること。</p>
(7)	<p>本物件建物内のクレールダイニング及びコミュニティスペース並びに本物件敷地内のゲートテラス(広場)等で実施される活動に伴う騒音等の発生に対し、苦情等を申し立てないこと。</p>
(8)	<p>認可保育園については、通常の教育活動の他、各種行事が年間を通じて行われることを理解し、教育行事・活動等に伴う騒音(園内放送・園児の声等)及び天候や行事に伴う土埃等の発生等に対し、苦情等を申し立てないこと。</p>
(9)	<p>本物件敷地内のゲートテラス(広場)は、入居者以外の人々が日常自由に通行・利用すること。</p>
(10)	<p>本物件の管理運営及びサービス提供を行うスタッフ等につき、今後のテクノロジーの発展及び社会情勢の変化に伴い、機械化される可能性や国籍が多様化する可能性があること。</p>
(11)	<p>管理及びサービスに関する規程別紙10記載のエリアマネジメント活動を推進する組織の会員となり、その会費を負担すること。</p>

第3章 提供するサービスについて

1. 運営について

運営に関する方針	良好な環境の保持に努めるとともに、入居者の快適で充実した生活の実現に努める。
サービスの提供内容に関する特色	東急不動産グループの総合力を活かし、住宅の運営から介護サービスの提供まで幅広いサービスを提供する。

2. 状況把握及び生活相談サービスの内容等

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> が自ら提供する			
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしががいしゃとうきゅういーらいふでざいん 株式会社東急イーライフデザイン		
	住所 (法人にあっては 主たる事務所)	郵便番号 150-0043 東京都道玄坂一丁目 10 番 8 号 電話番号 03-6455-1236 (代表)		
常駐する場所	本物件内の事務所			
サービスを提供する法人等の別	<input type="checkbox"/> 医療法人	<input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者		
	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人	<input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者		
	<input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービス事業者	<input type="checkbox"/> 上記以外の法人等		
サービスを提供する者の人数※	<input type="checkbox"/> 医師	人員 人	<input type="checkbox"/> 社会福祉士	人員 1(0)人
	<input type="checkbox"/> 看護師	人員 人	<input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員	人員 1(3)人
	<input type="checkbox"/> 准看護師	人員 人	<input checked="" type="checkbox"/> 養成研修修了者	人員 5(3)人
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士	人員 2(1)人	<input type="checkbox"/> 上記以外の職員	人員 3人
提供方法	提供日	<input checked="" type="checkbox"/> 365 日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間は緊急通報サービスによる ()		
	提供時間	<input checked="" type="checkbox"/> 24 時間常駐 <input type="checkbox"/> 夜間は緊急通報サービスによる (下の日中体制の時間以外の時間帯)		
	日中体制	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	人員 3 人	夜間 1 人
緊急通報サービスの内容	通報方法	施設内設置の緊急呼出ボタン		
	通報先	本物件内の事務所	通報先から住戸までの到着予定時間	1 分
サービス提供の対価	サービス費に含まれる		前払金の算定方法	/
	月額	55,000 円 (うち本体価格 50,000 円 消費税 5,000 円)		
	前払金	なし		
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照			

※ 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入し、他の資格を

持っている職員を()に外数で記入。

3. 食事の提供サービスの内容

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者 <input type="checkbox"/> が自ら提供する <input checked="" type="checkbox"/> 委託する									
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしやれおつく 株式会社 LEOC									
	住 所 (法人にあつては 主たる事務所)	郵便番号 100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番3号大手センタービル 17階 電話番号 03-5220-8550									
食事提供を行う場所		<input checked="" type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 各居住部分 <input type="checkbox"/> その他 ()									
提供方法		提供日	<input checked="" type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く()								
		内容	<input type="checkbox"/> 3食 <input checked="" type="checkbox"/> 入居者が選択 <input type="checkbox"/> 次の食事は提供しない ()								
		調理等	<input checked="" type="checkbox"/> 厨房で調理 <input type="checkbox"/> 配食サービスを利用 <input type="checkbox"/> その他 ()								
サービス提供の 対価		月額※	49,500円 (うち本体価格 45,000円 消費税 4,500円)	内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>朝食</th> <th>昼食</th> <th>夕食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>715円 (うち本体価格 650円 消費税 65円)</td> <td>935円 (うち本体価格 850円 消費税 85円)</td> </tr> </tbody> </table>	朝食	昼食	夕食	なし	715円 (うち本体価格 650円 消費税 65円)	935円 (うち本体価格 850円 消費税 85円)
		朝食	昼食	夕食							
なし	715円 (うち本体価格 650円 消費税 65円)	935円 (うち本体価格 850円 消費税 85円)									
前払金	なし	前払金の 算定方法	/								
備考		東急不動産株式会社から委託を受けた株式会社東急イーライフデザインから受託。 詳細は[別添5]提供するサービス一覧表参照 ※月額の料金は、30日・2食喫食の場合の金額									

4. 健康管理サービスの内容

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者 <input type="checkbox"/> が自ら提供する <input checked="" type="checkbox"/> 委託する		
委託する場合の委託先①	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) いりょうほうじんしゃだん さんきかい よこはましんみどりそうごうびょういん 医療法人社団 三喜会 横浜新緑総合病院		
	住 所 (法人にあつては主たる事務所)	郵便番号 226-0025 神奈川県横浜市緑区十日市場町 1726-7 電話番号 045-9814-2400		
	住 所 (法人にあつては本業務に係る事業所)	同上		
	提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)	
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	/
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する場合の委託先②	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじん にほんこうせいだん ながつたこうせいそうごうびょういん 一般社団法人 日本厚生団 長津田厚生総合病院		
	住 所 (法人にあつては主たる事務所)	郵便番号 226-0027 神奈川県横浜市緑区长津田4-23-1 電話番号 045-981-1201		
	住 所 (法人にあつては本業務に係る事業所)	同上		
	提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)	
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	/
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する場合の委託先③	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) いりょうほうじんしゃだん けいせいかい かみしらねびょういん 医療法人社団 恵生会 上白根病院		
	住 所 (法人にあつては主たる事務所)	郵便番号 241-0002 神奈川県横浜市旭区上白根 2-65-1 電話番号 045-951-3221		
	住 所 (法人にあつては本業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する場合の委託先④	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) いりょうほうじんしゃだん けんしんかい たむらないかくりにつく 医療法人社団 健信会 田村内科クリニック		
	住 所 (法人にあつては主たる事務所)	郵便番号 226-0025 神奈川県横浜市緑区十日市場町 804-2 101 電話番号 045-989-6388		
	住 所 (法人にあつては本業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する 場合の委託先⑤	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) やまだくりにつく 山田クリニック		
	住 所 (法人にあつては 主たる事務所)	郵便番号 226-0025 神奈川県横浜市緑区十日市場町 802-1-402 電話番号 045-988-5752		
	住 所 (法人にあつては本 業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する 場合の委託先⑥	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) いりょうほうじんしゃだん さんきかい しんみどりほーむけあくりにつく 医療法人社団 三喜会 新緑ホームケアクリニック		
	住 所 (法人にあつては 主たる事務所)	郵便番号 226-0025 神奈川県横浜市緑区十日市場町 853-14 電話番号 045-989-5600		
	住 所 (法人にあつては本 業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する場合の委託先⑦	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) こうえきしゃだんほうじん よこはまきんろうしゃふくしきょうかいみどりのしんりょうじょ 公益財団法人 横浜勤労者福祉協会 みどり野診療所		
	住 所 (法人にあつては主たる事務所)	郵便番号 226-0025 神奈川県横浜市緑区十日市場町 915-14 電話番号 045-981-7222		
	住 所 (法人にあつては本業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する場合の委託先⑧	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) みほちょうないか・じゅんかんきくりにつく 三保町内科・循環器クリニック		
	住 所 (法人にあつては主たる事務所)	郵便番号 226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町 1803-1-102 電話番号 045-936-0034		
	住 所 (法人にあつては本業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する 場合の委託先⑨	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) しらはたいちょうこうもんくりにつくよこはま しらはた胃腸肛門クリニック横浜		
	住 所 (法人にあつては 主たる事務所)	郵便番号 226-0027 神奈川県横浜市緑区長津田 5-6-32 電話番号 045-985-5550		
	住 所 (法人にあつては本 業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する 場合の委託先⑩	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) みなみだいないかくりにつく みなみ台内科クリニック		
	住 所 (法人にあつては 主たる事務所)	郵便番号 226-0018 神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台 4-4-4 電話番号 045-988-1507		
	住 所 (法人にあつては本 業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける(費用は入居者 が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

委託する場合の委託先①	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) いりょうほうじん こうじんかい しばたせいけいげか 医療法人社団 宏仁会 柴田整形外科		
	住 所 (法人にあつては主たる事務所)	郵便番号 226-0011 神奈川県横浜市緑区中山 1-6-1 電話番号 045-935-3880		
	住 所 (法人にあつては本業務に係る事業所)	同上		
提供方法	提供日	年 2 回 協力医療機関での定期健康診断の機会を設ける (費用は入居者が実費を負担)		
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照。			

5. 調理、洗濯、清掃等の家事サービスの内容

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者 が自ら提供する <input checked="" type="checkbox"/> 委託する			
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしゃとうきゅういーらいふでざいん 株式会社東急イーライフデザイン		
	住 所 (法人にあつては主たる事務所)	郵便番号 150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号 電話番号 03-6455-1236 (代表)		
	住 所 (法人にあつては本業務に係る事業所)	郵便番号 150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号 電話番号 03-6455-1236 (代表)		
提供方法	提供日	<input checked="" type="checkbox"/> 365 日 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く()		
	内容	<input type="checkbox"/> 調理 <input checked="" type="checkbox"/> 洗濯 <input checked="" type="checkbox"/> 清掃 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価	月額※	－円	前払金の 算定方法	
	前払金			
備考	サービスの内容の一例： 軽微なお手伝い(家具移動 他)：550 円/10 分間 詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照			

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供されるサービスに対して入居者から受領する金銭に関する事項

サービス費	1人あたり毎月支払う額(課税)	支払期限
	55,000円 (うち本体価50,000円、消費税5,000円)	翌月分を当月27日まで
用途	提供サービスの提供にかかわる費用	
選択サービス費	金額(課税)	支払期限
	管理及びサービスに関する規程に表示された料金	前月分を当月27日まで
用途	選択サービスの提供にかかわる費用	
支払方法	口座自動振替方式	

7. 医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称①	医療法人社団 三喜会 横浜新緑総合病院
	診療科目	内科、整形外科、消化器科、呼吸器科、眼科 等
	所在地	横浜市緑区十日市場町 1726-7
	距離及び所要時間	本物件から約800m (徒歩で約10分)
	協力内容	入居者の希望に応じた定期健康診断、体調急変時の受入・診察 等
	名称②	一般社団法人日本厚生団 長津田厚生総合病院
	診療科目	循環器内科、消化器内科、腎臓内科、整形外科 等
	所在地	横浜市緑区長津田 4-23-1
	距離及び所要時間	本物件から約3km (車で約11分)
	協力内容	入居者の希望に応じた定期健康診断、体調急変時の受入・診察 等
	名称③	医療法人社団 恵生会 上白根病院
	診療科目	内科、リウマチ科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科 等
	所在地	横浜市旭区上白根 2-65-1
	距離及び所要時間	本物件から約5.5km (車で約15分)
	協力内容	入居者の希望に応じた定期健康診断、体調急変時の受入・診察 等
	名称④	医療法人社団 健信会 田村内科クリニック
診療科目	胃腸科、内科、アレルギー科 等	
所在地	横浜市緑区十日市場町 804-2 101	
距離及び所要時間	本物件から約550m (徒歩で約7分)	
協力内容	入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断等	

名称⑤	山田クリニック
診療科目	内科・胃腸科・肛門科 等
所在地	横浜市緑区十日市場町 802-1402
距離及び所要時間	本物件から約 400m (徒歩で約5分)
協力内容	入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断等
名称⑥	医療法人社団 三喜会 新緑ホームケアクリニック
診療科目	内科、外科 等
所在地	横浜市緑区十日市場町 853-14
距離及び所要時間	本物件から約 800m (徒歩で約 10分)
協力内容	入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断等
名称⑦	公益財団法人横浜勤労者福祉協会みどり野診療所
診療科目	内科、神経内科、循環器科、消化器科 等
所在地	横浜市緑区十日市場町 915-14
距離及び所要時間	本物件から約 550m (徒歩で約7分)
協力内容	入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断等
名称⑧	三保町内科・循環器クリニック
診療科目	内科、循環器内科 等
所在地	横浜市緑区三保町 1803-1-102
距離及び所要時間	本物件から約 2km (車で約 5 分)
協力内容	入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断等
名称⑨	しらはた胃腸肛門クリニック横浜
診療科目	消化器科 等
所在地	横浜市緑区長津田 5-6-32
距離及び所要時間	本物件から約 2.2km (車で約 8 分)
協力内容	入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断等
名称⑩	みなみ台内科クリニック
診療科目	内科、消化器科 等
所在地	横浜市緑区長津田みなみ台 4-4-4
距離及び所要時間	本物件から約 2.3km (車で約6分)
協力内容	入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断等
名称⑪	医療法人社団 宏仁会 柴田整形外科
診療科目	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科等
所在地	横浜市緑区中山町 306-1
距離及び所要時間	本物件から約 3.1km (車で約 8 分)
協力内容	入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断等
名称	-
所在地	-
距離及び所要時間	-
協力内容	-

入居者が医療を要する場合の対応 (入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)	病気や怪我の治療は、入居者の任意の意思で、自己が自由に選択した医療機関で受診する。 医療費は健康保険の適用を受けることとし、入居者の自己負担分及び健康保険が適用されない場合の費用は、入居者の負担となる。 入院が長期にわたった場合でも入居契約は継続するため、退院後は入院前の住戸に戻ることができる。なお、入院期間中も管理費等の月額費用は支払うこととする。
--	--

8. 職員体制

(1) 職種別の職員数等

(2022 年 7 月 1 日現在)

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 (17時～翌9時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)	
		うち	自立対応			
従業者の内訳	管理者	1 ()	/		支配人 ケアフロアと兼務 介護福祉士、介護支援専門員	
	生活相談員	1 ()			介護福祉士、介護支援専門員 ※計画作成担当者と兼務	
	直接処遇職員	()				
	介護職員	()				
	看護職員	()				
	機能訓練指導員	()				
	理学療法士	()				
	作業療法士	()				
	その他	()				
	計画作成担当者	1 ()				生活相談員と兼務
	医師	()				
	栄養士	1 ()				給食会社へ委託
	調理員	3 ()				給食会社へ委託
	事務職員	8 (2)				経理・営繕・イベント 副支配人 ケアフロアと兼務 介護支援専門員 チーフ ケアフロアと兼務 社会福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員
	その他職員	2 ()			1	ナイトスタッフ
	合計	17 (2)			1	
	介護に関わる職員体制			: 以上		

※職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数

(2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務		■ あり □ なし								
	兼務に係る資格等	■ あり		生活相談員兼務							
		資格等の名称				介護福祉士					
		■ なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数						1					
前年度1年間の退職者数							1				
業務に従事した経験年数に応じた職員の数	1年未満					1					
	1年以上3年未満										
	3年以上5年未満					3	2				
	5年以上10年未満					1					
	10年以上					5(1)					(1)
従業者の健康診断の実施状況				■ あり □ なし							

※生活相談員と計画作成者は兼務。()は内数で兼務

9. 特定施設入居者生活介護事業者の指定の有無等

特定施設入居者生活介護事業者	□ 指定を受けている		事業所の番号 ()
	■ 指定を受けていない		
介護サービス情報	なし ※入浴等の介護サービスは提供しない。		

説明年月日

年 月 日

様及び様に対して、入居契約書並びに入居契約重要事項及び登録事項等についての説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 東急不動産株式会社
代表者名 代表取締役 岡田 正志
所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号
免許番号 国土交通大臣(16) 第 45 号
免許年月日 2019 年 1 月 28 日

上記代理人 株式会社東急イーライフデザイン
代表者名 代表取締役 林 靖人
所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号
免許番号 国土交通大臣(3) 第 7716 号
免許年月日 2018 年 5 月 22 日

説明者(宅地建物取引士) 氏名 印
(登録番号 () 第 号)

私は、上記事業者、代理人及び宅地建物取引士から、宅地建物取引士証の提示のもと、入居契約書並びに入居契約重要事項及び登録事項等についての説明書に基づいて、重要な事項の説明を受け、説明書を受領しました。

借主1 署名 _____ 印

借主2 署名 _____ 印

身元引受人1 署名 _____ 実印

身元引受人2 署名 _____ 実印

役員名簿

2022年4月1日現在

(ふりがな) 氏 名	役名等
にしかわ ひろのり 西川 弘典	取締役会長
おかだ まさし 岡田 正志	代表取締役社長 社長執行役員
いけうち たかし 池内 敬	取締役 専務執行役員
ほしの ひろあき 星野 浩明	取締役 専務執行役員
たなか たつあき 田中 辰明	取締役 常務執行役員
えのきど あきこ 榎戸 明子	取締役 常務執行役員
かめしま しげゆき 亀島 成幸	取締役 常務執行役員
かなざし きよし 金指 潔	取締役
うえむら ひとし 植村 仁	取締役
わくい しろう 涌井 史郎	社外取締役
わたなべ むつみ 渡辺 睦	社外取締役
さとう ともゆき 佐藤 知之	執行役員
よこやま しゅうぞう 横山 修三	執行役員
よしの かずき 吉野 一樹	執行役員
ともい しゅんすけ 友井 俊介	執行役員
うすぎ しんいちろう 宇杉 真一郎	執行役員

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

役員名簿

2022年4月1日現在

(ふりがな) 氏名	役名等
さめじま やすひろ 鮫島 泰洋	執行役員
くぼ あきら 久保 章	執行役員
にしだ けいすけ 西田 恵介	執行役員
のま しゅういち 野間 秀一	執行役員
いけだ ひでたつ 池田 秀竜	執行役員
いたみ まさとし 伊丹 政俊	執行役員
こだま じゅん 小玉 潤	執行役員
はしもと しげる 橋本 茂	執行役員
ねつ としゆき 根津 登志之	執行役員
くろかわ やすひろ 黒川 泰宏	執行役員
もちだ かずお 持田 一夫	常勤監査役
はしづめ まさひこ 橋詰 雅彦	常勤監査役

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

(シニアフロア)

住棟番号	専有部分 の床面積 (㎡)	構造及び設備						住戸番号	月額家賃 (円)	間取り
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	37.39㎡	○	○	○	○	○	○	501	190,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	502	175,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	503	175,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	504	205,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	505	205,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	506	205,000	1LDK
1	49.19㎡	○	○	○	○	○	○	507	235,000	1LDK
1	49.32㎡	○	○	○	○	○	○	508	235,000	1LDK
1	65.18㎡	○	○	○	○	○	○	509	325,000	2LDK
1	42.66㎡	○	○	○	○	○	○	510	195,000	1LDK
1	38.04㎡	○	○	○	○	○	○	511	175,000	1LDK
1	30.25㎡	○	○	○	○	○	○	512	145,000	1R
1	44.29㎡	○	○	○	○	○	○	513	210,000	1LDK
1	41.24㎡	○	○	○	○	○	○	514	190,000	1R
1	41.24㎡	○	○	○	○	○	○	515	190,000	1R
1	41.42㎡	○	○	○	○	○	○	516	195,000	1R
1	50.93㎡	○	○	○	○	○	○	518	215,000	1LDK
1	37.52㎡	○	○	○	○	○	○	519	160,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	520	160,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	521	160,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	522	160,000	1LDK
1	37.08㎡	○	○	○	○	○	○	523	165,000	1LDK
1	37.39㎡	○	○	○	○	○	○	601	190,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	602	180,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	603	180,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	604	210,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	605	210,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	606	210,000	1LDK
1	49.19㎡	○	○	○	○	○	○	607	240,000	1LDK
1	49.32㎡	○	○	○	○	○	○	608	240,000	1LDK
1	65.18㎡	○	○	○	○	○	○	609	335,000	2LDK
1	42.66㎡	○	○	○	○	○	○	610	200,000	1LDK
1	38.04㎡	○	○	○	○	○	○	611	180,000	1LDK
1	30.25㎡	○	○	○	○	○	○	612	150,000	1R
1	44.29㎡	○	○	○	○	○	○	613	215,000	1LDK
1	41.24㎡	○	○	○	○	○	○	614	195,000	1R
1	41.24㎡	○	○	○	○	○	○	615	195,000	1R
1	41.42㎡	○	○	○	○	○	○	616	200,000	1R
1	40.59㎡	○	○	○	○	○	○	617	195,000	1R
1	50.93㎡	○	○	○	○	○	○	618	225,000	1LDK
1	37.52㎡	○	○	○	○	○	○	619	165,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	620	165,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	621	165,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	622	165,000	1LDK
1	37.08㎡	○	○	○	○	○	○	623	170,000	1LDK

住棟番号	専有部分 の床面積 (㎡)	構造及び設備						住戸番号	月額家賃 (円)	間取り
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	37.39㎡	○	○	○	○	○	○	701	195,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	702	185,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	703	185,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	704	215,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	705	215,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	706	215,000	1LDK
1	49.19㎡	○	○	○	○	○	○	707	255,000	1LDK
1	49.32㎡	○	○	○	○	○	○	708	255,000	1LDK
1	65.18㎡	○	○	○	○	○	○	709	355,000	2LDK
1	42.66㎡	○	○	○	○	○	○	710	205,000	1LDK
1	38.04㎡	○	○	○	○	○	○	711	185,000	1LDK
1	30.25㎡	○	○	○	○	○	○	712	155,000	1R
1	44.29㎡	○	○	○	○	○	○	713	220,000	1LDK
1	41.24㎡	○	○	○	○	○	○	714	200,000	1R
1	41.24㎡	○	○	○	○	○	○	715	200,000	1R
1	41.42㎡	○	○	○	○	○	○	716	205,000	1R
1	40.59㎡	○	○	○	○	○	○	717	200,000	1R
1	50.93㎡	○	○	○	○	○	○	718	235,000	1LDK
1	37.52㎡	○	○	○	○	○	○	719	170,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	720	170,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	721	170,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	722	170,000	1LDK
1	37.08㎡	○	○	○	○	○	○	723	175,000	1LDK
1	37.39㎡	○	○	○	○	○	○	801	200,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	802	190,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	803	190,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	804	220,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	805	220,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	806	220,000	1LDK
1	72.66㎡	○	○	○	○	○	○	807	415,000	2LDK
1	37.52㎡	○	○	○	○	○	○	819	180,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	820	175,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	821	175,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	822	175,000	1LDK
1	37.08㎡	○	○	○	○	○	○	823	180,000	1LDK
1	37.39㎡	○	○	○	○	○	○	901	205,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	902	195,000	1LDK
1	36.60㎡	○	○	○	○	○	○	903	195,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	904	225,000	1LDK
1	42.60㎡	○	○	○	○	○	○	905	225,000	1LDK
1	62.34㎡	○	○	○	○	○	○	906	360,000	2LDK

住棟番号	専有部分 の床面積 (㎡)	構造及び設備						住戸番号	月額家賃 (円)	間取り
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	37.52㎡	○	○	○	○	○	○	919	185,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	920	180,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	921	180,000	1LDK
1	36.19㎡	○	○	○	○	○	○	922	180,000	1LDK
1	37.08㎡	○	○	○	○	○	○	923	185,000	1LDK

(ケアフロア)

住棟番号	専有部分 の床面積 (㎡)	構造及び設備						住戸番号	月額家賃 (円)	間取り
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	18.90㎡	×	○	○	×	×	○	201	170,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	202	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	203	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	204	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	205	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	206	160,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	207	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	208	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	209	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	210	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	211	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	212	180,000	1R
1	24.00㎡	×	○	○	×	○	○	213	210,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	215	140,000	1R
1	18.15㎡	×	○	○	×	×	○	216	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	217	140,000	1R
1	18.15㎡	×	○	○	×	×	○	218	140,000	1R
1	21.37㎡	×	○	○	×	○	○	219	170,000	1R
1	21.37㎡	×	○	○	×	○	○	220	170,000	1R
1	18.60㎡	×	○	○	×	×	○	221	140,000	1R
1	18.60㎡	×	○	○	×	×	○	222	140,000	1R
1	18.60㎡	×	○	○	×	×	○	223	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	224	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	225	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	226	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	227	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	228	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	229	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	230	140,000	1R
1	18.90㎡	×	○	○	×	×	○	231	145,000	1R
1	18.90㎡	×	○	○	×	×	○	301	170,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	302	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	303	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	304	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	305	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	306	160,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	307	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	308	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	309	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	310	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	311	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	312	180,000	1R
1	24.00㎡	×	○	○	×	○	○	313	210,000	1R
1	24.00㎡	×	○	○	×	○	○	314	210,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	315	140,000	1R
1	18.15㎡	×	○	○	×	×	○	316	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	317	140,000	1R
1	18.15㎡	×	○	○	×	×	○	318	140,000	1R
1	21.37㎡	×	○	○	×	○	○	319	170,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	321	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	322	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	323	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	324	140,000	1R

住棟番号	専有部分 の床面積 (㎡)	構造及び設備						住戸番号	月額家賃 (円)	間取り
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	325	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	326	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	327	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	328	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	329	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	330	140,000	1R
1	18.90㎡	×	○	○	×	×	○	331	145,000	1R
1	18.90㎡	×	○	○	×	×	○	401	170,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	402	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	403	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	404	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	405	160,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	406	160,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	407	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	408	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	409	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	410	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	411	180,000	1R
1	21.00㎡	×	○	○	×	×	○	412	180,000	1R
1	24.00㎡	×	○	○	×	○	○	413	210,000	1R
1	24.00㎡	×	○	○	×	○	○	414	210,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	415	140,000	1R
1	18.15㎡	×	○	○	×	×	○	416	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	417	140,000	1R
1	18.15㎡	×	○	○	×	×	○	418	140,000	1R
1	21.37㎡	×	○	○	×	○	○	419	170,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	421	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	422	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	423	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	424	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	425	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	426	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	427	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	428	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	429	140,000	1R
1	18.00㎡	×	○	○	×	×	○	430	140,000	1R
1	18.90㎡	×	○	○	×	×	○	431	145,000	1R

以 上

別添 3(禁止又は制限される事項)

禁止される行為
(1) 権利関係における禁止事項
① シニアフロアの賃借権の全部もしくは一部を譲渡し又は住戸の全部もしくは一部を転貸すること
② 返還金に関する返還請求権及び前払金に関する保証機関に対する保証金額の支払請求権を第三者に譲渡し又は債務の担保の用に供すること
③ 他の入居者が入居する住戸との交換その他上記①もしくは②に類する行為又は処分
(2) 所有物に関する禁止事項(危険物の所持)
① 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造、搬入、使用又は保管すること
(3) 住戸での禁止事項
① 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
② 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
③ 自炊すること(甲の自炊が安全上もしくは衛生上問題があると乙が判断した場合に限る)
④ 乙の承諾なく、甲以外の第三者を滞在させること
⑤ 乙に通知することなく、7日以上継続してシニアフロアを留守にすること
⑥ 甲が乙の承諾を得ることなく、シニアフロアの増築、改築、移転、改造もしくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うこと
(4) 共用部分における禁止事項
① 階段・廊下等の共用部分に物品を置くこと
② 指定場所以外で喫煙すること
③ 乙の承諾なく、階段・廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
(5) バルコニー等における禁止事項
① 避難ハッチ付近に避難の妨げとなるような定置物や重量物を置くこと
② 物置等の構造物を設置すること
③ 造園用に大量の土石を搬入すること
④ バルコニーの手摺に布団や洗濯物などをかけること
⑤ バルコニーの手摺設置側の壁面付近その他のバルコニーから人が転落する恐れのあるところに物を置くこと
(6) 騒音に関する禁止事項
① 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の楽器演奏その他により、他の入居者の静穏な生活を損なうような騒音を出すこと
(7) 動物飼育に関する禁止事項
① 住戸等で、金魚等観賞魚以外の動物を飼育すること
② 敷地内、バルコニー等で、動物、小鳥等に餌付けをすること

(8) 駐停車に関する禁止事項

- ① 敷地内に乙に無断で駐車又は停車すること
- ② 本物件周辺の道路に駐車又は停車すること

<p>(9) その他の禁止事項</p> <p>① 徘徊・暴力・不潔行為・奇声を発する等他の入居者に明らかに不安感や不快感を与える又は迷惑をかける行為をすること</p> <p>② 乙の承諾なく、住戸の鍵等を複製すること</p> <p>③ シニアフロアを故意又は重大な過失により、毀損・汚損・滅失する行為をすること</p> <p>④ 甲の身体的・精神的暴力、不当な言動等により、スタッフの人権及び職域が侵害され、シニアフロアの健全な運営に支障を来たすこと</p> <p>⑤ シニアフロア又はその周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を与えること</p>
<p>制限される事項</p> <p>(1) 用途制限</p> <p>① 甲の居住の用途に限る</p> <p>(2) 同居人の制限</p> <p>① 本契約第 27 条に従い入居者を追加する場合に限る</p> <p>(3) 入居者以外の第三者の滞在に関する制限</p> <p>① 本契約第 28 条の規定に従うものとする</p> <p>(4) 住戸内等の造作、模様替え等に関する制限</p> <p>① 甲は、住戸内等の造作、模様替え等を行う場合には、乙に対して、事前に、所定の書面によりその内容を申し出、乙の承諾を得るものとする</p> <p>② 造作、模様替え等に関する業務は、乙が指定する第三者が行うものとし、これに要した費用は甲が負担するものとする</p>

別添4(「前払金」の算定根拠について)

1. 「前払金」について

- (1) シニアフロアでは、家賃相当額の支払方式について前払方式と月払方式を採用しています。
- (2) 前払方式とは、「(事業者が)終身にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を前払金として一括して受領するもの」(厚生労働省老健局長が定める「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(平成27年3月30日付老発0330第3号)(以下「指導指針」という。))及び厚生労働省老健局高齢者支援課・国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡「サービス付き高齢者向け住宅における家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」(平成23年11月22日付)(以下「事務連絡」という。)参照で、ご入居者にとっては、居住期間を気にせずに住み続けられる支払方式です。

2. 前払方式の算定式について

- (1) 前払方式の算定の基礎については、指導指針及び事務連絡に定める以下の考え方に拠ります。

【算定の基礎】

前払金 = (前払方式における想定居住期間に応じた1ヶ月分の家賃相当額×想定居住期間(月数)) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額)

【図式】

前払金 (=①+②)

①想定居住期間内の家賃相当額 (前払方式における想定居住期間に応じた1ヶ月分の家賃相当額×想定居住期間(月数)) 《返還対象分》	②想定居住期間を超えて 契約が継続する場合に 備えて事業者が受領する額 《非返還対象分》
--	---

- (2) (1)のうち、「想定居住期間」と「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額」の具体的な算定方法は、事務連絡で示された以下の考え方に拠ります。

想定居住期間	<p>入居者のうち概ね50%の方が入居し続けることが予想される期間として、各有料老人ホーム・各サービス付き高齢者向け住宅がそれぞれ定める期間の事です。その期間は、入居時の年齢や性別、自立者か要介護者か、などに応じて、入居者の平均余命等を勘案して設定されます。</p> <p>想定居住期間内の家賃相当額は、想定居住期間内に入居者の死亡又は入居契約の解除もしくは解約により契約が終了した場合、終了時期に応じてその一部が返金されます。</p>
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額	<p>生存率等を加味して決められる、想定居住期間経過後、入居者の全員が退去する時点までの将来の家賃負担分です。</p> <p>この額は、入居契約が終了しても返還されません。</p> <p>※入居日から3ヶ月以内に入居契約が終了した場合を除きます。</p>

3. シニアフロアにおける具体的な算定根拠について

(1) 想定居住期間の設定

想定居住期間は、事務連絡で示された考え方に則り、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が策定している【外部データを用いた入居一時金の試算について】の試算モデルを踏まえ、事業者及びそのグループ会社での有料老人ホーム(自立型)及びサービス付高齢者向け住宅(以下、総称して「当社グループ高齢者向け住宅」という。)の入居者実績に基づく入居時の年齢、性別、平均的な余命等を勘案し、自立型老人ホームにおける入居者の母集団の年央居住継続率が概ね50%になる期間を算出し、以下の通り年齢別での想定居住期間を決定しています。

年齢(歳)	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
想定居住期間(ヶ月)	324	312	300	288	276			264	252	240	228	216
年齢(歳)	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82～	
想定居住期間(ヶ月)	216	204	192	180	168		156	144		132	120	

※参考：当社グループ高齢者向け住宅入居者実績 男女比31%：69%

(2) 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額の設定

想定居住期間の算出と同様に、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の【外部データを用いた入居一時金の試算について】の試算モデルを踏まえ、簡易生命表に基づいて算出された、自立型老人ホームにおける前払金合計に対する想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額の割合について、下表の通り 3 つの年齢区分に分け、各年齢区分における平均値(小数点以下四捨五入)以下の数値を、各年齢区分における当該割合として決定しています。

前払金に対する、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額の割合			
年齢(歳)	60～75	76～85	86～
	10 %	15 %	20 %

※当社グループの高齢者向け住宅における入居時年齢を、検討来場者数及び実際の入居者数の比率から、60歳～75歳、76歳～85歳、86歳以上の3区分に分類しました

【参考：前払方式選択時の具体例】

クレールレジデンス横浜十日市場 シニアフロア	入居時年齢 80歳	622号室
前払金(①+②) (総額) 23,760,000 円		
① 想定居住期間内の家賃相当額 (前払方式における想定居住期間に応じた1ヶ月分の家賃相当額) × (想定居住期間(月数))		
20,196,000 円 (前払金に占める割合は 85 %)		
算定式：140,250 円 × 144ヶ月		
② 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額《非返還対象分※》		
3,564,000 円 (前払金に占める割合は 15 %)		

※入居日から3ヶ月以内に死亡又は解除もしくは解約により入居契約が終了する場合は、入居契約の定めに従い返還されます。

提供サービス一覧表(5-1)

入居者が月額サービス費の範囲内で利用可能なサービスは以下の通りとします。

項目	内容
フロントサービス	<p>外来者の受付、不在時の郵便物の代理受領及び伝言、各種サービスの案内等を行います。</p> <p>※フロントの利用時間(9:00～17:00)にご利用頂けます。御用の際は、事務所内のスタッフをお呼びください。</p> <p>※各種サービスの内容、諸連絡等はフロントで管理し掲示板等でお知らせ致します。</p>
生活相談サービス	<p>生活に関する悩み等の日常生活相談を受け付けております。スタッフは、入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、必要に応じ外部業者の取次ぎ等を行います。専門的な事項については、専門家を紹介します。</p>
安否確認サービス	<p>生活安全センサー</p> <p>住戸内に生活安全センサーを設置しています。</p> <p>入居者が在室中、IC タグを専用の IC タグホルダーに差し込むことにより、一定時間住戸内で動作が無い場合に異常を感知し、自動的に事務室に通報されます。通報を感知し、インターホンにより安否確認ができない場合、スタッフ等が住戸内に立ち入ることがあります。</p>
	<p>浴室照明安否確認システム</p> <p>浴室に浴室照明安否確認システムを設置しています。</p> <p>※浴室の照明が一定時間点灯している場合に異常を感知し、住宅内インターホンに発報します。発報後に消灯されない場合には、事務室に通報されます。</p> <p>通報を感知し、インターホンにより安否確認ができない場合、スタッフ等が住戸内に立ち入ることがあります。</p>
緊急対応サービス	<p>緊急通報システム</p> <p>緊急通報がなされた場合には 24 時間常駐のスタッフが対応致します。入居者が急に具合が悪くなった場合等に備えて、緊急呼出ボタンを以下の箇所に設置しています。</p> <p>【住戸内】トイレ、浴室</p> <p>※上記の他、ワイヤレス式緊急呼出ボタン(ペンダント型1個/人)を用意しております。</p> <p>なお、ワイヤレス式緊急呼出ボタンは、住戸内のみで使用することができます。</p> <p>【共用部分】共用トイレ、エレベーター、7 階トレーニングルーム</p> <p>※通報を感知し、インターホンにより安否確認ができない場合、スタッフ等が住戸内に立ち入ることがあります。</p>
	<p>緊急時の対応</p> <p>緊急時には、スタッフが容態を確認の上、タクシー又は救急車の手配等を行います。スタッフは、原則として、タクシー又は救急車に同乗し、ご家族が来るまでの間、付添いを行います。</p> <p>※異常を感知した場合、スタッフ等が確認のために、マスターキーにより開錠し、入居者の住戸内に立ち入ることがあります。</p> <p>※同行に関わる往復の交通費は、実費を入居者にご負担頂きます。</p>

	非常災害時の対応	非常災害に対する具体的な計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連絡体制を整備しております。定期的に避難訓練等の活動を行い、非常災害時に備えております。
日常支援サービス	設備点検	専門業者が、住戸及び共用部分の保守点検を定期的実施します。 ※住戸の点検に際しては、住戸内にスタッフ等が立ち入る必要があります。事前に連絡致しますのでご了承ください。
	ゴミ搬出	1階のゴミ置場を24時間利用することができます。 1階ゴミ置場から屋外ゴミ置場への搬出はスタッフが行います。
	管球交換 [予約制]	簡易な管球交換を致します。ご予約が必要になりますので、事前にフロントにご相談ください。※電球、蛍光灯はご用意ください。 ※一部の電球に関しては、フロントにて用意しております(有料)。 ※サービス提供の日時についてはご希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。
防犯・防災サービス	防犯カメラ	エントランスホール、エレベーター、エレベーターホール、クレールホール、クレールダイニング、駐車場等に防犯カメラを設置し、常時自動録画をします。
	防災設備	火災が発生した場合に反応する感知器及びスプリンクラーが全館に設置してあります。また、停電時には、非常用照明及び誘導灯が点灯します。
健康管理サービス	協力医療機関	<p>医療法人社団 三喜会 横浜新緑総合病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在：横浜市緑区十日市場町 1726-7 ・科 目：内科、整形外科、消化器科、呼吸器科、眼科 等 ・協力内容：入居者の希望に応じた定期健康診断、体調急変時の受入・診察 等 <p>一般社団法人 日本厚生団 長津田厚生総合病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在：横浜市緑区长津田 4-23-1 ・科 目：循環器内科、消化器内科、腎臓内科、整形外科 等 ・協力内容：入居者の希望に応じた定期健康診断、体調急変時の受入・診察 等 <p>医療法人社団 恵生会 上白根病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在：横浜市旭区上白根 2-65-1 ・科 目：内科、リウマチ科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科 等 ・協力内容：入居者の希望に応じた定期健康診断、体調急変時の受入・診察 等 <p>医療法人社団 健信会 田村内科クリニック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在：横浜市緑区十日市場町 804-2 101 ・科 目：胃腸科、内科、アレルギー科 等 ・協力内容：入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断 等 <p>※診療費は入居者の負担です。往診及び訪問診療については、入居者が同協力医療機関と往診及び訪問診療の契約を締結することにより利用できます。</p>

山田クリニック

- ・所 在：横浜市緑区十日市場町 802-1402
 - ・科 目：内科・胃腸科・肛門科 等
 - ・協力内容：入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断 等
- ※診療費は入居者の負担です。往診及び訪問診療については、入居者が同協力医療機関と往診及び訪問診療の契約を締結することにより利用できます。

医療法人社団 三喜会 新緑ホームケアクリニック

- ・所 在：横浜市緑区十日市場町 853-14
 - ・科 目：内科、外科 等
 - ・協力内容：入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断 等
- ※診療費は入居者の負担です。往診及び訪問診療については、入居者が同協力医療機関と往診及び訪問診療の契約を締結することにより利用できます。

公益財団法人 横浜勤労者福祉協会 みどり野診療所

- ・所 在：横浜市緑区十日市場町 915-14
 - ・科 目：内科、神経内科、循環器科、消化器科 等
 - ・協力内容：入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断 等
- ※診療費は入居者の負担です。往診及び訪問診療については、入居者が同協力医療機関と往診及び訪問診療の契約を締結することにより利用できます。

三保町内科・循環器クリニック

- ・所 在：横浜市緑区三保町 1803-1-102
 - ・科 目：内科、循環器内科 等
 - ・協力内容：入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断 等
- ※診療費は入居者の負担です。往診及び訪問診療については、入居者が同協力医療機関と往診及び訪問診療の契約を締結することにより利用できます。

しらはた胃腸肛門クリニック横浜

- ・所 在：横浜市緑区长津田 5-6-32
 - ・科 目：消化器科 等
 - ・協力内容：入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断 等
- ※診療費は入居者の負担です。往診及び訪問診療については、入居者が同協力医療機関と往診及び訪問診療の契約を締結することにより利用できます。

みなみ台内科クリニック

- ・所 在：横浜市緑区长津田みなみ台 4-4-4
 - ・科 目：内科、消化器科 等
 - ・協力内容：入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断 等
- ※診療費は入居者の負担です。往診及び訪問診療については、入居者が同協力医療機関と往診及び訪問診療の契約を締結することにより利用できます。

医療法人社団 宏仁会 柴田整形外科

- ・所 在：横浜市緑区中山町 306-1
 - ・科 目：整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科 等
 - ・協力内容：入居者の希望に応じた往診・訪問診療・健康診断 等
- ※診療費は入居者の負担です。往診及び訪問診療については、入居者が同協力医療機関と往診及び訪問診療の契約を締結することにより利用できます。

以上、2022年4月1日時点

	定期健康診断	定期健康診断を受診できる協力医療機関をご紹介します。定期健康診断のご希望がございましたらフロントまでご相談ください。受診費用はご入居者負担となります。 定期健康診断を受診できる協力医療機関をご紹介します。定期健康診断のご希望がございましたらフロントまでご相談ください。受診費用はご入居者負担となります。
	健康相談	看護師による健康相談を行います(年1回)。
	健康講座	医師又は看護師による病気予防、健康講座等を行います。
アクティビティサービス	シニアフロアのクレールホールにて、イベント・アクティビティを企画・運営致します。イベント・アクティビティは、ホームクレール横浜十日市場のプログラムとして外部の方も一緒に参加致します(一部、シニアフロア入居者限定のアクティビティもございます。)	

※利用可能なサービスの項目、時間・利用方法等は、今後変更になる場合がありますので、予めご承知置きください。

選択サービス一覧表(5-2)

入居者の選択により、有料で利用可能なサービスは、以下の通りとします。

	項目	内容	利用料
食事サービス	通常食 [予約不要]	昼食:12:00～14:00、夕食:18:00～20:00 ※日替わり定食、アラカルトより選択	昼食 715 円/日 (うち本体価格 650 円、 消費税 65 円) 夕食 935 円/日 (うち本体価格 850 円、 消費税 85 円)
	飲み物 [予約不要]	昼食・夕食時には、ドリンクメニューを数種類提供 します。 但し、食事を注文された方のみとさせていただきます。 ※アルコールは、昼食・夕食時のみの提供とします。	ドリンクメニュー毎に異なります ので、メニューをご確認ください
	外来者の利用 [予約不要]	外来者の予約も必要ございません。 ※外来者の通常食の料金は、通常料金に右 記の金額を加算した額になります。 ※外来者が飲食された料金は、翌月に入居者 へ請求致します。	通常食 1 食につき 220 円加算 (うち本体価格 200 円、 消費税 20 円)
	住戸への 配下膳	病気等の場合や、住戸でのご家族やご友人との 会食等の場合に、住戸への配下膳を承ります。	550 円/回 (うち本体価格 500 円、 消費税 50 円) ※1 回 5 名分まで上記価格
家事 援助 サービス	家事援助 サービス (長期不在時 住戸管理) [予約制]	入院等長期不在時に、住戸の換気、水遣り等 を行います。 ※サービス提供の日時についてはご希望に沿 えない場合もありますのでご了承ください。	550 円/1 回 (うち本体価格 500 円、 消費税 50 円)
	修繕・家具移動 * [予約制]	簡単な修繕及び家具の移動を承ります。 ※サービス提供の日時についてはご希望に沿 えない場合もありますのでご了承ください。	550 円/10 分 (うち本体価格 500 円、 消費税 50 円)
	家具類組立 * [予約制]	本棚や収納ラック等の組み立てを承ります。 ※サービス提供の日時についてはご希望に沿 えない場合もありますのでご了承ください。	550 円/10 分 (うち本体価格 500 円、 消費税 50 円)

家電製品対応 * [予約制]	家電製品の配線やトラブル等の対応を承ります。 (専門技術者による対応が必要な場合を除く。) ※サービス提供の日時についてはご希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。	550 円/10 分 (うち本体価格 500 円、 消費税 50 円)
理美容 サービス	ヘアサロンで、事業者指定の理美容業者からサービスを受けることができます。 ご予約が必要となりますので、フロントにご相談ください。	実費

※*印の付されたサービスの利用料については、実際の対応に要した時間分についてのみ頂きます。上記に表示された時間より多く実際の対応に時間を要した場合は、超過時間 10 分あたり 550 円(うち本体価格 500 円、消費税 50 円)の利用料をお支払い頂きます。

※上記のほか、対応可能な内容については、10 分あたり 550 円(うち本体価格 500 円、消費税 50 円)を目安に対応致します。

※利用可能なサービスの項目、時間・利用方法等は、今後変更になる可能性がありますので、予めご承知置きください。

(*)時間単位で料金が設定されているサービスの提供時間は、サービスを提供するスタッフが、シニアフロアを外出してからシニアフロアに戻るまでの時間で算定致します。

別紙 1

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム重要事項説明書
(「登録事項等についての説明」の補足)

作成日 2022年 7月 1日

登録番号 浜 30 (1) 001

施設名 クレールレジデンス横浜十日市場

「1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」について

開設年月日	2019年4月1日
住宅の管理者氏名※1	山本 浩希
電話番号 / F A X 番号	045-511-7037 / 045-511-7332
メールアドレス	
ホームページアドレス	https://www.yokohama-gbp.com/creer-residence

※1 管理者を配置している場合に記入

「2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者」について

F A X 番号	03-6416-1867
ホームページアドレス	https://www.tokyu-land.co.jp/
資本金(基本財産)	600億円
主な出資者(出捐者)とその 金額又は比率 ※2	東急不動産ホールディングス株式会社 (100%)
設立年月日	1953年12月17日
直近の事業収支決算額 ※3	(収益) 9890億円 (費用) 9162億円 (損益) 728億円
会計監査人との契約	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (新日本有限責任監査法人)
他の主な事業	分譲、賃貸 他

※2 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※3 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、
損益は経常利益とする。

「3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所」について

F A X 番号	03-6416-1867
ホームページアドレス	https://www.tokyu-land.co.jp/

「4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備」について

住宅戸数	登録申請対象戸数	181 戸	種別	居宅	定員	2名
住戸番号	号室	面積	m ²	間取り	<input type="checkbox"/> 1R <input type="checkbox"/> 1DK <input type="checkbox"/> 1LD K <input type="checkbox"/> 2LDK	
居住部分の規模	(最小) 18.00 m ²			詳細については、[別添 2]の通り		
	(最大) 100.46 m ²					
構造及び設備	共同利用設備	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし			
	構造	鉄筋コンクリート造		階数	地上9階建 (うちシニアフロア 地上1階から2階の一部及び 5階から9階)	
竣工年月日	2018年12月26日			開業日	2019年4月1日	
完成時の形状構造	<input type="checkbox"/> 別表の通り <input checked="" type="checkbox"/> 完成物件につき該当せず					
加齢対応構造等	<input checked="" type="checkbox"/> 登録基準に適合している					
	<input checked="" type="checkbox"/> エレベーターを備えている					
	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている					
建築基準法上の主要用途	寄宿舍 ・ 共同住宅 ・ <input type="text" value="有料老人ホーム"/> ・ その他					
建築物の耐火構造	<input type="text" value="耐火構造"/> ・ 準耐火構造 ・ その他					
消防用設備等	消火器	無 ・ <input type="text" value="有"/>				
	自動火災報知設備	無 ・ <input type="text" value="有"/>				
	火災通報設備	無 ・ <input type="text" value="有"/>				
	スプリンクラー	無 ・ <input type="text" value="有"/>				
	防火管理者	無 ・ <input type="text" value="有"/>				
	防災計画	無 ・ <input type="text" value="有"/>				

緊急通報装置等 緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 種類：押しボタン式（壁設置、ワイヤレス式緊急呼出ボタン（ペンダント型）） 設置個所： 【住戸内】 トイレ、浴室 ※ワイヤレス式緊急呼出ボタン（ペンダント型1個/人）は、住戸内のみで使用することができます。 【共用部分】 共用トイレ、エレベーター、7階トレーニングルーム 安否確認の方法・頻度等 住戸内に ①生活安全センサー、②浴室照明安否確認システムを設置しています。 ①生活安全センサー 入居者が在室中、IC タグを専用の IC タグホルダーに差し込むことにより、一定時間住戸内で動作が無い場合に異常を感知し、自動的に事務室に通報されま す。通報を感知し、インターホンにより安否確認ができない場合、スタッフ等 が住戸内に立ち入ることがあります。 ②浴室照明安否確認システム 浴室に浴室照明安否確認システムを設置しています。 ※浴室の照明が一定時間点灯している場合に異常を感知し、住戸内のインター ンホンに発報します。発報後に消灯されない場合には、事務室に通報されま す。 通報を感知し、インターホンにより安否確認ができない場合、スタッフ等が 住戸内に立ち入ることがあります。				
	飲用水、電気及び ガスの供給並びに 排水施設の整備 状況	供給施設	供給主体	整備状況	
飲用水		横浜市水道局	各住戸へ供給		
電気		東京電力	契約容量(40A～)		
ガス		東京ガス	都市ガス		
排水		雨水	横浜市下水道局	雨水貯留槽を經由し公共水道本管へ放流	
		汚水	横浜市下水道局	汚水槽を經由し公共下水道本管へ放流	
建物状況調査の 実施の有無	無		有		
建物状況調査の 結果の概要					
石綿の使用	本物件について、石綿等を予め添加した建築材料は使用していない。				
住戸部分設備等	シャワー	あり	備え付け照明設備	あり	
	洗濯機置場	あり	地デジ対応・CATV 対応	あり	
	給湯設備	あり	インターネット対応	あり	
	ガスコンロ・ 電気コンロ・IH	あり (IH)	メールボックス	あり	
	冷暖房設備	あり	宅配ボックス	あり	
			鍵	あり	
	その他の設備等については[別添2]の通り				
耐震診断の内容	未実施 ※新耐震基準で建築されている。				

用途の制限	居住用途に限る。
利用の制限	[別添 3] 禁止又は制限される事項の通り その他事業者が掲示等により禁止又は制限される事項を定めた場合には、これに従う。

「5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）」について

(1) 入居契約の状況等

身元引受人等の条件及び義務等※4	<p>原則として、入居者1名につき身元引受人を1名定めることとする。 入居者が2名の場合には、身元引受人1名が入居者2名の身元引受人を兼ねることができる。</p> <p>【身元引受人の条件】 原則として日本国内に居住し、かつ入居者より年齢が若いこと</p> <p>【身元引受人の責務等】</p> <p>① 連帯保証人として、入居契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居契約に記載の極度額を限度として入居者と連帯して履行の責めを負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取る。</p> <p>② 入居者に関する事業者から身元引受人への連絡・協議等に協力する。</p> <p>③ 入居者が死亡した場合に入居者の身柄及び遺留金品を引き受ける。</p> <p>④ 入居契約の終了により、入居契約に基づく何らかの返還金が発生し、入居者の死亡等により、入居者へ返還することが適切でない場合、身元引受人がこれを受け取る。</p> <p>入居者が意思能力を喪失した場合、入居者が入居契約における入居者の責務を履行できない状態にある場合又は入居契約において入居者の判断を要する事項に対して、入居者が意思を明確に表明できない状態にある場合には、身元引受人が入居者に代わり意思表示を行うこと及び入居契約の終了に伴う一切の金銭の授受につき入居者の代理人として選任されることを了承する。</p>
生活保護受給者の受入れ対応	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 可
事業者又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※5	<p>【事業者からの解除又は解約】</p> <p>1(1) 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、横浜市長の承認を受けて、入居者に対して少なくとも 6 ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、入居契約を解約することができる。</p> <p>① 本物件の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、本物件を高齢者住まい法第 54 条</p>

第 1 号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至った場合

- ② 入居者が、本物件に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、本物件を適正に管理することが困難となった場合

(2) 事業者は、入居者の病院への入院又は心身の状況の変化を理由として入居契約を解約することはできない。但し、当該理由が生じた後に、入居者及び事業者が入居契約の解約について合意した場合は、この限りでない。

2(1) 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が当該義務の履行を催告したにもかかわらず、当該義務が履行されずに当該義務違反により入居契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、原則として、90 日の予告期間において本契約を解除することができる。また、乙は、甲が別添 3 に記載の禁止行為 (2)①、(3)①、(3)②、(6)①、(9)①、(9)④又は(9)⑤に該当し、第 10 条第 4 項に規定する義務に違反した場合において、乙が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

① 入居契約第 4 条に規定する本物件の使用目的遵守義務

② 入居契約第 10 条各項に規定する禁止又は制限される行為の不作为義務

③ その他入居契約に規定する入居者の義務

(2) 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が当該義務の履行を催告したにもかかわらず、当該義務が履行されないときは、90 日の予告期間において入居契約を解除することができる。

① 月払家賃(月払方式の場合)、管理費もしくはサービス費その他費用の支払義務(3 回以上遅滞し又は 3 ヶ月以上滞納した場合に限る。)

② 入居契約第 11 条第 1 項後段に規定する費用負担義務

(3) 事業者は、入居者が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させる等の不正の行為によって本物件に入居したときは、90 日の予告期間において入居契約を解除することができる。

(4) 事業者は、入居者、入居者の家族又は身元引受人等による、事業者の役職員や他の入居者等に対するハラスメント(身体的暴力、精神的暴力及びセクシュアルハラスメントなど。)により、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだときは、90 日の予告期間において入居契約を解除することができる。

【入居者からの解約】

1 入居者は、事業者に対して、1 か月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、入居契約を解約することができる。な

		<p>お、解約の申入れは、事業者の定める解約届を事業者に届け出ることによって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入居者は、解約申入れの日から1ヶ月分の家賃、管理費及びサービス費相当額を事業者に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に入居契約を解約することができる。</p> <p>3 入居者が前各項に従い書面による解約の申入れを行わずに住戸を退去した場合、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して3ヶ月の経過をもって、入居契約は解約されたものとみなされる。</p>		
前年度における 退去者の状況	退去先別の人数	自宅等	2人	
		社会福祉施設	2人	
		医療機関	0人	
		死亡者	1人	
		その他 (提携ホームへの移行)	8人	
	生前解約の状況	事業者側の申し出	(解約事由の例)	0人
		入居者側の申し出	(解約事由の例) 併設ケアフロアへ8人、その他シニア住宅へ2人 その他ケア住宅へ2人	12人
体験入居の期間及び費用負担等	<p>希望により、6泊7日まで体験入居可能</p> <p>1泊1名：6,600円(うち本体価格6,000円、消費税600円)3食付</p>			

※4 入居契約書に身元引受人や後見人等の選任を定めている場合に記入

※5 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

(2) 入居状況等

(2022年 7月 1日現在)

入居者内訳	性別	男性： 25人、女性： 69人		
	介護の要否別	自立： 67人		
		要介護 5人	(内訳)	要介護 1 3人 要介護 2 2人 要介護 3 0人 要介護 4 0人 要介護 5 0人
		要支援 25人	(内訳)	要支援 1 13人 要支援 2 12人
平均年齢	84.8歳 (男性 85.4歳、女性 84.5歳)			

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」
について

(1) 運営に関すること

運営に関する方針	良好な環境の保持に努めるとともに、入居者の快適で充実した生活の実現に努める。
サービスの提供内容に関する特色	東急不動産グループの総合力を活かし、住宅の運営から介護サービスの提供まで幅広いサービスを提供する。
運営懇談会の開催状況 ※6 (開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等)	年1回 (定期意見交換会) <u>43名(入居者)</u> ① 本物件の運営状況 ② 月額利用料その他サービス利用料等の改定 ③ 管理及びサービスに関する規程、細則等の諸規程の改定 ④ 入居者からの適切な方法による要望や苦情の対応処理 ⑤ 各種契約関連書類の重要な改定 ⑥ 過去1年以内の時点における入居者の状況、サービスの提供状況及び管理費、サービス費、食費等の収支状況

※6 運営懇談会を設置している場合は記入

(2) 苦情等の取り扱い

苦情解決の責任者	山本 浩希
窓口の名称	①：本物件フロント ②：株式会社東急イーライフデザイン ③：横浜市健康福祉局高齢施設課 ④：横浜市建築局住宅政策課

電話番号	①：045-511-7037、②：03-6455-1236、③：045-671-4117、④：045-671-4121		
対応している時間帯	平日	① 9時00分～17時00分、② 9時00分～18時00分 ③④ 8時45分～17時15分	
	土曜	① 9時00分～17時00分、②③④ -	
	日曜	① 9時00分～17時00分、②③④ -	
	祝日	① 9時00分～17時00分、②③④ -	
	定休日	①：なし、②③④：あり	
事故発生時の対応 (医療機関等との 連携、家族等への 連絡方法・説明等)	本物件内での応急処置、協力医療機関等への搬送又は119番通報による他の医療機関への搬送を行うとともに入居者の身元引受人、成年後見人、家族及び地方自治体の関係部署へ連絡する。また事故についての検証、再発防止策を講じる。		
事故発生の防止の ための指針	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有		
損害賠償(対応方針及び損害保険契約の概要等)	天災、地変、火災、盗難、器物破損、その他事業者の責めに帰することのできない事由に基づく事故又は事業者の行う本物件の維持保全に必要な工事等による本物件の使用停止等により入居者の被った損害については、事業者は賠償責任を負わない。 但し、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合、事業者は、入居者に対してその損害を賠償するものとし、事故等の理由により損害賠償責任を負う場合に備え損害保険を付保するとともに損害事故発生時においては解決に向けて誠実に対応する。		
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有の場合の保険名： 損害保険ジャパン株式会社 「企業総合賠償責任保険」		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 <input checked="" type="checkbox"/> あり	実施日	常設
	2 なし	結果の開示	1 <input checked="" type="checkbox"/> あり 2 なし
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	2 <input checked="" type="checkbox"/> なし	結果の開示	1 あり 2 なし

(3) 医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称	医療法人社団 三喜会 横浜新緑総合病院
	診療科目	内科
	所在地	神奈川県横浜市緑区十日市場町 1726-7
	距離及び所要時間	750m 徒歩10分 サブエントランスより無料送迎バスあり
	協力内容	健康相談(週4回)、入居時健康診断、定期健康診断等(年2回)

協力歯科医療機関	名称	-
	所在地	-
	距離及び所要時間	-
	協力内容	-
入居者が医療を要する場合の対応(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)	病気や怪我の治療は、入居者の任意の意思で、自己が自由に選択した医療機関で受診する。 医療費は健康保険の適用を受けることとし、入居者の自己負担分及び健康保険が適用されない場合の費用は、入居者の負担となる。 入院が長期にわたった場合でも入居契約は継続するため、退院後は入院前の住戸に戻ることができる。なお、入院期間中も管理費等の月額費用は支払うこととする。	

(4) 職員体制

ア 職種別の職員数等

(2022年 7月 1日現在)

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 (17時～翌9時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)	
		うち自立対応				
従業者の内訳	管理者	1 ()	/	1	ケアフロアと兼務 介護福祉士、 介護支援専門員	
	生活相談員	11 (1)			介護福祉士、介護支援専門員 介護職員初任者研修修了者 内1名ホームケア横浜と兼務 内2名ケアフロアと兼務	
	直接処遇職員	()				
	介護職員	()				
	看護職員	()				
	機能訓練指導員	()				
	理学療法士	()				
	作業療法士	()				
	その他	()				
	計画作成担当者	()				
	医師	()				
	栄養士	1 ()				給食会社へ委託
	調理員	3 ()				給食会社へ委託
	事務職員	()				
	その他職員	()				
	合計	16 (1)				
介護に関わる職員体制		: 以上				

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して

一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。なお、特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

- 3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
 - 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。
 - 5) 状況把握等を行う職員を配置している場合は、生活相談員として記入
- ※7 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

イ 職員の状況

管理者	他の職務との兼務				■ あり □ なし						
	兼務に係る資格等				■ あり 生活相談員兼務						
					資格等の名称		介護福祉士				
	■ なし										
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数						1					
前年度1年間の退職者数							1				
業務に応じた職員の経験年数	1年未満					1					
	1年以上 3年未満										
	3年以上 5年未満					3	2				
	5年以上 10年未満					1					
	10年以上					5(1)					(1)
	従業者の健康診断の実施状況				■ あり □ なし						

※生活相談員と計画作成者は（ ）内数で兼務。

ウ 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制（特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要）

	前々年度の平均値	前年度の平均値 ※11	今年度の平均値 ※10
要支援者の人数			
要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※8			
配置している直接処遇職員の人数 ※9			
要支援者・要介護者の合計人数に対する配置 直接処遇職員の人数の割合	:	:	:
常勤換算方法の考え方※11	常勤職員の週勤務時間 時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	:	~
	日勤	:	~
	遅番	:	~
	夜勤	:	~
	看護職員 早番	:	~
	日勤	:	~
	遅番	:	~
	夜勤	:	~

※8 常勤換算後の人数。

※9 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※10 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

※11 「前年度の平均値」及び「常勤換算方法」等については指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）等の規定によること

エ 状況把握(安否確認)および生活相談サービスに係る職員の資格取得状況

社会福祉士	1人（人）	医師	人（人）
介護福祉士	2人（1人）	看護師	人（人）
介護支援専門員	1人（3人）	准看護師	人（人）
介護職員実務者研修修了者	人（人）	資格なし	3人（人）
介護職員初任者研修修了者	5人（3人）		

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。
他の資格を持っている職員を（ ）に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

(5) 登録事項の情報開示

入居希望者等への情報開示	重要事項説明書の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開

(6) その他

横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針に適合していない事項 ※12	<適合していない事項がある場合の内容> 該当なし
--	---------------------------------

※12 市の指針上適合していない事項について、指針の8～14に該当する運営面に関することを記述すること。
 なお、代替措置及び改善計画等は、別紙で明記することでも可

●特定施設入居者生活介護に関する事項（該当する場合のみ）

(1) 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	
----------------------	--

(2) 住み替える場合の条件等

入居後住みに替居え室又は合施設	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	
	提携ホームへ住み替える場合(同上)	

(3) 介護保険に係る利用料

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額) ※13	○特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
	区 分	月 額	利用者負担額 (1割の場合/2割の場合)
	要介護1	円	円 / 円
	要介護2	円	円 / 円
	要介護3	円	円 / 円
	要介護4	円	円 / 円
	要介護5	円	円 / 円

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額) ※13	○各種加算の状況		
	身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
	退院・退所時連携加算	(無・有)	
	入居継続支援加算	(無・有)	
	生活機能向上連携加算	(無・有)	
	個別機能訓練加算	(無・有)	
	夜間看護体制加算	(無・有)	
	若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
	医療機関連携加算	(無・有)	
	口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
	栄養スクリーニング加算	(無・有)	
	看取り介護加算	(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ) (Ⅱ)
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ)イ
			(Ⅰ)ロ
			(Ⅱ)
			(Ⅲ)
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ
			Ⅱ
			Ⅲ
Ⅳ			
Ⅴ			
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ	
		Ⅱ	

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合 証」に記載された利用 者負担の割合に応じた 額) ※13	○介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)	
	区 分	月 額
	要支援1	円
	要支援2	円
	利用者負担額 (1割の場合/2割の場 合)	
	円 /	円
	円 /	円
	各種加算の状況	
	身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)
	生活機能向上連携加算	(無・有)
個別機能訓練加算	(無・有)	
若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
医療機関連携加算	(無・有)	
口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
栄養スクリーニング加算	(無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I) イ
		(I) ロ
		(II)
		(III)
介護職員処遇改善加算	(無・有)	I
		II
		III
		IV
		V
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	<u>I</u>
		<u>II</u>

短期利用の設定 (短期 利用特定施設入居者生 活介護の届出がある) ※14	無 ・ 有
--	-------

※13 月額には、個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

※14 短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある場合には添付書類の別添2を添付する。

○添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表」

サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定（有・無）

区分	自立			要支援 1～2			要介護 1～5		
	提供サービスの別	利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	
サービスの提供内容等	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）
1. 介護サービス									
①巡回									
・昼間 時～ 時	有・無								
・夜間 時～ 時	有・無								
②食事介助	有・無								
③排泄									
・排泄介助	有・無								
・おむつ交換	有・無								
・おむつ代	有・無								
④入浴等									
・清拭	有・無								
・一般浴介助	有・無								
・特浴介助	有・無								
⑤身辺介助									
・体位交換	有・無								
・居室からの移動	有・無								
・衣類の着脱	有・無								
・身だしなみ介助	有・無								
⑥機能訓練	有・無								
⑦通院の介助	有・無								
⑧緊急時対応									
・緊急通報システム	有・無	随時			同左			同左	
2. 生活サービス									
①家事									
・清掃	有・無								
・洗濯	有・無								
②居室配膳・下膳	有・無		体調不良時のみ	550円/1回	同左			同左	
③理美容	有・無								
④代行									
・買物	有・無								
・役所手続	有・無								
3. 健康管理サービス									
・健康診断	有・無								
・健康相談	有・無	看護師(年1回)			同左			同左	
・生活指導	有・無								
・医師の往診	有・無								
4. 入退院時、入院中のサービス									
・医療費	有・無								
・移送サービス	有・無								
5. その他サービス									
軽作業	有・無		希望時	10分550円	同左			同左	

注1) 自立・要支援 1～2・要介護 1～5 を区分した場合は 8 区分となるが、提供サービス内容が同じである場合は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。

注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。

注3) 各サービスごとに提供方法（回数等）及び金額（費用負担等）を明示すること。

注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。

注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。